

# 来年度から導入！？

# 1年単位の变形労働時間制

## 忙しい時期に長く働いて、あとで休日をまとめて取り？

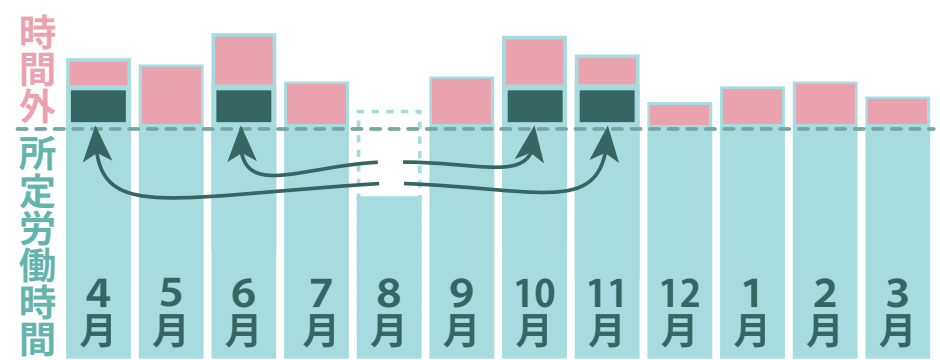


「長期休業中に休日をまとめて取りできる」と言うけれど…  
「繁忙期」の長時間勤務はそのまま放置、むしろさらに長時間に？  
**過労死リスクも高まります。**  
「まとめて取り」しても本当に休める保障はありません。

たとえ総勤務時間は変わらなくても、**時間外勤務は減ったように見えます。**  
これで「働き方改革は成功」になりかねません。  
子育て中・介護中など、「困る人」が出てきます。「個別に配慮する」とは言いますが、周囲の理解と本人の覚悟が必要になります。

### 学校に「制度」が導入されても (文科省のモデルより作成)

そもそも毎月時間外勤務が発生し、所定労働時間を上回っています。  
夏休み業務がそのままでは労働時間を短くしても仕事は終わりません。



**長時間勤務の原因をなくそう**

子どもにゆとりをもって寄り添うことと、個々に応じた学びの保証は「**教員を増やし、業務を削減する**」ことで解決すべきです。  
長時間勤務を放置したままで解決することはできません。